租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十節　その他の特例（第二十六条の五―第二十七条の三）」を「第九節の二　令和六年分における特別税額控除（第二十六条の四の二―第二十六条の四の五）」に改める。

第一条の二第三項の表第二十八条の九第二十項第一号、第二十二項第一号、第二十四項第一号及び第二十六項第一号の項中「、第二十四項第一号及び第二十六項第一号」を「及び第二十四項第一号」に改める。

第二条の三十五第六項中「うち」を「うち、」に、「第七十八条第三項又は」を「第七十八条第二項第四号に掲げるもの並びに」に改め、同条第七項第五号中「第七十八条第三項」を「第十一条第二項」に、「特定公益信託」を「公益信託」に改める。

第三条の二の見出し中「利子等」を「利子」に改め、同条第一項第一号中「法第五条の三第二項に規定する発行者（以下この条において「発行者」という。）」を「発行をする者」に改め、同項第二号中「発行者」を「発行をする者」に改め、同条第四項中「又は所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当（以下この条において「利子等」という。）」を削り、「発行者」を「発行をする者」に、「（法第五条の三第二項」を「（同条第二項」に、「利子等ごと」を「利子ごと」に、「利子等の」を「利子の」に改め、同条第五項中「、第十号」及び「（同項第十号に掲げるものにあつては、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権に該当するものに限る。）」を削り、同条第十二項第一号中「発行者又は当該発行者」を「発行をする者又は当該発行をする者」に改め、同条第二十項中「利子等」を「利子」に改め、同条第二十二項中「発行者」を「発行をする者」に、「利子等」を「利子」に改め、同条第二十三項中「発行者」を「発行をする者」に改め、同条第二十四項及び第二十五項中「利子等」を「利子」に、「発行者」を「発行をする者」に改め、同条第二十六項中「発行者」を「発行をする者」に、「利子等」を「利子」に改め、同条第二十七項中「利子等」を「利子」に、「発行者」を「発行をする者」に改める。

第三条の三第三項中「第五項及び第九項」を「第七項及び第十一項」に、「第五項に」を「第五項及び第七項に」に改め、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「公社債の利子等は」を「公社債の利子又は社債的受益権の剰余金の配当は」に、「公社債の利子等（同条第二項に規定する公社債の利子等をいう。以下この項において同じ。）」を「同項第一号に掲げる公社債の利子若しくは社債的受益権の剰余金の配当又は同項第二号に掲げる社債の利子」に、「公社債の利子等に係る公社債又は」を「公社債若しくは」に、「記載又は」を「記載若しくは」に、「営業所又は」を「営業所（営業所」に改め、「準ずるもの」の下に「をいう。以下この項において同じ。）又は当該社債の法第八条第三項第二号に規定する保管の委託を受けた同号の金融商品取引業者若しくは登録金融機関の営業所等」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「第八条第一項第四号」を「第八条第一項第五号」に、「第九項」を「第十一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第八条第一項第二号」を「第八条第一項第三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　法第八条第一項第二号に規定する政令で定める要件は、社債（同号に規定する社債をいう。次項及び第十一項において同じ。）の譲渡についての制限を付すことその他の金融庁長官が定める要件とする。

5　法第八条第一項第二号に規定する政令で定める利子は、同号に規定する金融機関の同号に規定する保管の委託がされた社債で、当該金融機関がその引き受けた集団投資信託等の信託財産以外の信託財産に属するものの利子とする。

第三条の三に次の一項を加える。

13　金融庁長官は、第四項の規定により要件を定めたときは、これを告示する。

第三条の四第二項中「資産の流動化に関する法律」の下に「（平成十年法律第百五号）」を加え、「）にその取得勧誘が同号」を「）にその取得勧誘が金融商品取引法第二条第三項第一号」に改める。

第五条の三第八項中「第十条の五の四第一項及び第二項」を「第十条の五の四第一項から第四項まで」に改め、「第四十一条第一項」の下に「、第四十一条の三の三第一項」を加え、「第七項まで」を「第八項まで」に、「第四十一条の三の三第一項」を「第四十一条の三の十一第一項」に改める。

第五条の五の二第二項中「いう」の下に「。第四項において同じ」を加え、同条第四項中「第二項」の下に「又は前項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法第十条の四第三項第一号に規定する政令で定めるものは、地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼすものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものとする。

第五条の五の三第一項中「二千五百万円」を「三千五百万円」に改める。

第五条の六第四項中「第十条の五第三項第三号」を「第十条の五第三項第四号」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　法第十条の五第三項第七号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、適用対象特定業務施設（同号に規定する適用対象特定業務施設をいう。以下この条において同じ。）のみを個人の事業所とみなした場合における基準雇用者数（同項第六号に規定する基準雇用者数をいう。以下この条において同じ。）の計算の基礎となる雇用者（同項第四号に規定する雇用者をいう。以下この条において同じ。）の数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書に添付することにより証明がされた当該基準雇用者数とする。

第五条の六第六項中「第十条の五第三項第八号」を「第十条の五第三項第九号」に改め、「数は、」の下に「同項第三号に規定する」を、「計画の認定」の下に「（同条第一項に規定する計画の認定をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「同項第七号」を「法第十条の五第三項第八号」に改め、同条第七項中「第十条の五第三項第九号」を「第十条の五第三項第十号」に改め、「数は、」の下に「同項第三号に規定する」を加え、「同号」を「同項第十号」に改め、同条第八項中「第十条の五第三項第十一号」に改め、「数は、」の下に「同項第三号に規定する」を加え、同条第九項中「第十条の五第三項第十一号」を「第十条の五第三項第十二号」に改め、「数は、」の下に「同項第三号に規定する」を加え、同条第十項中「第十条の五第三項第十二号」を「第十条の五第三項第十三号」に改め、「適用年の」を削り、同条第十一項中「第十条の五第三項第十三号」を「第十条の五第三項第十四号」に改め、「数は、」の下に「同項第三号に規定する」を加え、同条第十二項中「第十条の五第三項第十四号」を「第十条の五第三項第十五号」に改め、「数は、」の下に「同項第三号に規定する」を加え、同条第十三項中「第十条の五第三項第十五号」を「第十条の五第三項第十六号イ」に改め、「受けた」の下に「同号に規定する」を、「係る特定業務施設」の下に「（同項第一号に規定する特定業務施設をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「とする」を「とし、同条第三項第十六号ロに規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、当該特定業務施設のみを当該個人の事業所と、当該個人の特定雇用者のみを当該個人の雇用者と、それぞれみなした場合における基準雇用者数の計算の基礎となる雇用者の数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書に添付することにより証明がされた当該基準雇用者数とする」に改め、同条第十五項中「ついて計画の認定を受けた日」を「係る基準日」に、「同条第三項第六号」を「同条第三項第七号」に改める。

第五条の六の四第二十項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「同条第三項第七号」に改め、同項各号中「第十条の五の四第一項第二号及び第二項第二号」を「第十条の五の四第一項第二号イ、第二項第二号イ及び第三項第二号イ」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十九項中「第十条の五の四第二項」を「第十条の五の四第三項」に、「同条第三項第九号」を「比較雇用者給与等支給額（同条第五項第十号」に、「が零」を「をいう。次項において同じ。）が零」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

24　法第十条の五の四第四項の規定の適用を受けようとする個人のその適用を受けようとする年に係る比較雇用者給与等支給額が零である場合には、同項に規定する雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額を超える場合に該当しないものとする。